

産業廃棄物処分業許可証

複写厳禁

住所 埼玉県川越市大字平塚新田字高田町175番地1
氏名 川越テック株式会社
代表取締役 長田 和志
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

川越市長 川合善明



許可の年月日 令和2年9月7日
許可の有効年月日 令和9年9月4日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
圧縮減容：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類
破碎・減容：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

中間処理及び処理に伴う保管は、2に掲げる場所で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	文書番号	変更内容
平成20年9月5日	川産発第3270号	新規許可
平成25年10月8日	川産発第429号	更新許可（優良認定）
平成28年12月22日	—————	変更届（処理施設の変更）
令和元年9月4日	—————	変更届（処理施設の変更）
令和2年9月7日	川産発第189号	更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

埼玉県川越市大字平塚新田字高田町160番7、170番3、174番8、175番1、179番 以上5筆(面積4,506.27㎡)に限る。

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	60 t/日 (24時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラ スクず・コンクリートくず及び陶磁器 くず、がれき類 以上8種類	平成20年9月5日 平成20年9月5日 川破-3
破砕施設	91.2 t/日 (24時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず 以上5種類	平成28年12月22日 平成28年11月25日 川破-8
破砕施設	55.2 t/日 (24時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず 以上5種類	平成28年12月22日 平成28年11月25日 川破-9
圧縮減容施設	96 t/日 (24時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず 以上5種類	令和元年9月4日 _____ _____
圧縮減容施設	36 t/日 (24時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず 以上5種類	平成20年9月5日 _____ _____
圧縮減容施設	36 t/日 (24時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず 以上5種類	平成23年7月5日 _____ _____

保管施設

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類 以上1種類	42 m ²	1.7m (コンテナ 35.7 m ³ ×2台)
廃プラスチック類 以上1種類	84 m ²	5m
廃プラスチック類 以上1種類	50.1 m ²	5m
廃プラスチック類 以上1種類	199.9 m ²	5m
廃プラスチック類 以上1種類	199.2 m ²	5m
廃プラスチック類 以上1種類	86 m ²	5m
紙くず 以上1種類	41.3 m ²	5m
木くず 以上1種類	14.5 m ²	5m
繊維くず 以上1種類	14.5 m ²	5m
ゴムくず 以上1種類	14.5 m ²	5m
金属くず 以上1種類	14.5 m ²	5m
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類	6.8 m ²	1.2m (コンテナ 8 m ³)
がれき類 以上1種類	6.8 m ²	1.2m (コンテナ 8 m ³)